

静岡産業大学地震防災規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学における大規模地震に伴う「地震予知情報」(警戒宣言)発令時等の諸対応策を規定し、予知情報等発令時並びに地震発生時の混乱防止と人命の安全を図り、被害を最小限に留めることを目的とする。

(諸規程等との関連)

第2条 全学における地震防災に関する事項は、法令に定めのある場合を除き、この規程によるものとする。また、各学部における諸対応策は、この規程の定めるところを逸脱しない範囲で独自に定めることができる。

2 本規程に基づく決定は、大学協議会、教授会等審議機関の決定に拠ることなく、第5条までの事項については学長の、また第6条以降の事項については学部長の、それぞれ責任において執行される。

第2章 「東海地震調査情報」発令時から「地震予知情報」(警戒宣言)発令時までの措置

(「東海地震調査情報」発令と緊急会議の招集)

第3条 「東海地震調査情報」の発令を関係機関からの連絡、またはテレビ、ラジオ、同報無線などの一斉通報により覚知したとき、学長(学長不在の場合は情報学部長、経営学部長の順)は理事長との連携のもとにただちに緊急会議を招集する。

(緊急会議)

第4条 緊急会議の構成員は学長、学部長、学生部長、防災委員長、事務局長及び大学事務局次長とし、会議の場所は学長が適宜決定する。また、学長は会議の結果を、会議終了後ただちに理事長宛報告する。緊急会議は、参加可能の者のみによる開催を可とする。

(緊急会議の協議事項)

第5条 緊急会議においては下記の事項を決定する。

- (1) 「東海地震調査情報」発令情報の伝達及び大学としての緊急対応措置
- (2) 「東海地震注意情報」発令後の授業中止、及び学生、教職員の帰宅、残留方針
- (3) 出火防止、及び建物、設備等の点検、保全策
- (4) その他必要事項

(学部対策本部の設置等)

第6条 学部対策本部の設置と教職員の行動基準は次による。

(1) 緊急会議終了後、学部長は、次の構成員による学部対策本部を設け、自らが対策本部長に就いたうえ、会議の結果をただちに伝達するとともに必要な対応策を指示する。

[構成員] 学部長(本部長)、大学事務局次長(副本部長)、学生部長、図書館長、
図書館副館長、防災委員長、課長、スタッフ長

(2) 対策本部を置く場所は、各学部内の安全かつ設備・備品等設置可能な場所を平時においてあらかじめ決定し、教職員に周知しておく。

(3) 学生、一般教職員に対する情報伝達は、学部内一斉放送、電話または掲示等を以て迅速に行う。

(4) 第9条に定めた自衛消防隊に属するすべての教職員は、「東海地震注意情報」の発令を確認した時から予知情報(警戒宣言)発令までの間、自衛防災隊組織図に基づく各持ち場の確認、必要機材の確保など発災に備えた必要な対応を行い待機するほか、人命の安全と大学の防衛に万全を期す。

(学部対策本部の役割)

第7条 学部対策本部は次の役割を担うものとする。

(1) 学部で定める自衛防災隊の組成と各班への待機の指示

(2) 内外情報の収集・管理、学部内への情報の伝達

(3) 残留要員の確保

(4) 施設配置図面・配電図面等の調達と備え付け

(5) 警戒宣言発令時の各種活動指示と管理

(6) 学生、教職員に対する指示

(7) 緊急事項の決定または変更、指示

(8) 法人事務局との連携

(授業及び業務の中止、学生の帰宅、休講措置など)

第8条 「東海地震調査情報」の発令を確認したとき、教職員、学生は、授業、課外活動、研究活動、日常業務、行事等中止し、その後、教職員は対策本部の指示に従い、交通情報により安全を確認の上、学生を順次帰宅させなければならない。

2 「東海地震調査情報」の発令の時から予知情報(警戒宣言)解除までの間、臨時休校とする。

第3章 予知情報（警戒宣言）発令から地震発生までの対策

（自衛防災隊への活動の指示）

第9条 予知情報（警戒宣言）が発せられたとき、対策本部長は活動待機中の自衛防災隊に対しただちに必要な対策を指示する。

（自衛防災隊の活動）

第10条 災害が発生したとき、自衛防災隊は、各班責任者の指示のもと定められた防災活動を迅速かつ的確に行う。

（残留者の保護）

第11条 対策本部長は、やむを得ず帰宅できなかった学生、教職員を、適切な措置を講じて構内の安全な場所に保護する。

（帰宅する教職員）

第12条 対策本部長は、自衛防災隊を組織し配置に就かせた後、その他の教職員については、時差による帰宅を認める。

（夜間、休日、休業中における防災組織）

第13条 開講時間、就業時間以外のときに調査情報、注意情報または予知情報（警戒宣言）が発令された場合、対策本部長は別に定める連絡表により対策本部要員、自衛防災隊員をただちに招集のうえ任務に従わせる。

2 前項にかかわらず、教職員が調査情報、注意情報または予知情報（警戒宣言）を知ったときは、自主的に参集し対策本部長の指示に従わなければならない。

3 前項において、交通機関の途絶により常勤場所に参集できない教職員は、居住地に最寄りの法人本部またはいずれかの学部に参加しなければならない。

（備蓄品）

第14条 災害発生に備え学部内に次の品目について必要数量を確保し、その管理は防火管理者があたる。

- (1) 医薬品、担架、車椅子
- (2) 非常食及び飲料水（2～3日分）
- (3) 携帯ラジオ、ハンドマイク
- (4) 生活用品（毛布、懐中電灯、トイレ用水など）
- (5) 非常用電源及び照明具
- (6) 構内配置図、配電図等

- (7) 消火器、復旧用工具・機材
 - (8) 防災ヘルメット（各人配布）
 - (9) 防災用トイレ
 - (10) テント
- （準 用）

第15条 この規程は、地震発生の予兆捕捉が可能な場合を前提として定めるものであるが、予兆がないままに地震が発生した場合にも、この規程に定める必要な条項を準用するものとする。

（事 務）

第16条 この規程にかかる事務の所掌は、法人事務局総務課とする。

（改 廃）

第17条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。